

○岡山市建築関係事務手数料条例

平成12年3月22日

市条例第16号

改正 平成15年2月25日市条例第6号

平成18年3月23日市条例第9号

平成19年3月27日市条例第24号

平成19年9月28日市条例第60号

平成21年5月26日市条例第32号

平成22年3月25日市条例第18号

平成22年12月20日市条例第61号

平成25年3月25日市条例第19号

平成27年7月8日市条例第55号

平成28年6月30日市条例第43号

平成29年3月22日市条例第19号

平成30年3月20日市条例第45号

平成30年9月28日市条例第73号

令和元年7月4日市条例第11号

令和元年12月19日市条例第34号

令和2年3月18日市条例第22号

令和3年3月17日市条例第42号

令和3年12月23日市条例第79号

令和4年3月17日市条例第23号

令和4年6月30日市条例第36号

令和4年9月28日市条例第44号

令和5年3月14日市条例第38号

令和6年9月24日市条例第60号

令和7年3月19日市条例第40号

令和7年9月19日市条例第64号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に基づく確認、計画通知、判定、検査、許可、承認、認定及び指定(以下「確認等」という。)並びに建築関係書類の証明及び交付の事務に関する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の納付)

第2条 法、マンションの再生等の円滑化に関する法律、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく確認等並びに建築関係書類の証明及び交付の申請をしようとする者は、次条から第15条までに規定する手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各条に定める額とする。

(建築物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料)

第3条 法第6条第1項及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築物に関する確認の申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 16,000円
- (2) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 25,000円
- (3) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 38,000円

(4) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 57,000円

(5) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 82,000円

(6) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 219,000円

(7) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 380,000円

(8) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 623,000円

2 前項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該建築に係る部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を新築し、増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(3) 建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 前2項において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）1棟当たりの床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

- (2) 一戸建ての住宅1棟当たりの床面積の合計が200平方メートル以上のもの
15,000円
- (3) 共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,000円
- (4) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 40,000円
- (5) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 64,000円
- (6) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 83,000円
- (7) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 172,000円
- (8) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 316,000円
- (9) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの
604,000円

（建築設備及び工作物に関する確認申請手数料及び計画通知手数料）

第4条 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請及び計画通知に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 14,000円
- (2) 小荷物専用昇降機を設置する場合 7,000円
- (3) 工作物を築造する場合 12,000円
- (4) 確認を受けた建築設備の計画を変更して設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 8,000円
- (5) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して設置する場合 3,000円
- (6) 確認を受けた工作物の計画を変更して築造する場合 7,000円

(建築物に関する完了検査申請手数料)

第5条 法第7条第1項及び法第18条第20項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 17,000円
- (2) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 25,000円
- (3) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 37,000円
- (4) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 61,000円
- (5) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 83,000円
- (6) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 175,000円
- (7) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 299,000円
- (8) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 510,000円

2 中間検査を要する場合

- (1) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 17,000円
- (2) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円
- (3) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 36,000円
- (4) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 57,000円
- (5) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 79,000円

(6) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 168,000円

(7) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え,50,000平方メートル以内のもの 291,000円

(8) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 504,000円

3 前項の床面積の合計は,建築物を新築し,増築し,又は改築した場合にあっては当該新築,増築又は改築に係る部分の床面積について算定し,建築物を移転し,又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転,大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

4 前3項において,建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項若しくは第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となっている場合又は複合建築物(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号の複合建築物をいう。)である場合は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額を加算する。

(1) 一戸建ての住宅1棟当たり 5,000円

(2) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円

(3) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,000円

(4) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 49,000円

(5) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 88,000円

(6) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 141,000円

(7) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 213,000円

- (8) 共同住宅等1棟当たりの床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの
324,000円
- (9) 非住宅建築物(基準省令第1条第1項第1号の非住宅建築物をいう。以下同じ。)
1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円
- (10) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 18,000円
- (11) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 29,000円
- (12) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 88,000円
- (13) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 139,000円
- (14) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 175,000円
- (15) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 219,000円
- (16) 非住宅建築物1棟当たりの床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 307,000円

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第6条 法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項の規定による建築設備及び工作物に関する完了検査の申請に対する検査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 建築設備(次号に掲げる場合を除く。) 20,000円
- (2) 小荷物専用昇降機 12,000円
- (3) 工作物 15,000円

(建築物に関する中間検査手数料)

第7条 法第7条の3及び法第18条第28項の規定による建築物の中間検査の申請に対する検査手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 床面積の合計が100平方メートル以内のもの 16,000円
- (2) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 24,000円
- (3) 床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 35,000円
- (4) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 55,000円
- (5) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 74,000円
- (6) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 151,000円
- (7) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 259,000円
- (8) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 447,000円
(建築許可等申請手数料)

第8条 法及びマンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく許可、承認、認定又は指定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の2第1項又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査 120,000円
- (2) 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定、変更又は廃止の申請に対する審査 55,000円
- (3) 法第43条第2項第1号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査 28,000円
- (4) 法第43条第2項第2号の規定による建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査 33,000円

- (5) 法第44条第1項第2号の規定による公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 33,000円
- (6) 法第44条第1項第3号の規定による道路内における建築の認定の申請に対する審査 27,000円
- (7) 法第44条第1項第4号の規定による公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査 160,000円
- (8) 法第47条ただし書の規定による壁面線外における建築の許可の申請に対する審査 160,000円
- (9) 法第48条第16項各号のいずれにも該当しない場合における同条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。以下「法第48条各項ただし書」という。)の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 190,000円
- (10) 法第48条第16項第1号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 120,000円
- (11) 法第48条第16項第2号に該当する場合における法第48条各項ただし書の規定による用途地域等における建築等の許可の申請に対する審査 140,000円
- (12) 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 160,000円
- (13) 法第52条第6項第3号の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査 120,000円
- (14) 法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

- (15) 法第53条第4項、第5項又は第6項第3号の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 33,000円
- (16) 法第53条の2第1項第3号又は第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 160,000円
- (17) 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 28,000円
- (18) 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (19) 法第56条の2第1項ただし書の規定による日影による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (20) 法第57条第1項の規定による高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円
- (21) 法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の申請に対する審査
- ア 特例敷地の数が2である場合 78,000円
- イ 特例敷地の数が3以上である場合 78,000円に2を超える特例敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
- (22) 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査
- ア 特例敷地の数が1である場合 18,400円
- イ 特例敷地の数が2以上である場合 18,400円に1を超える特例敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
- (23) 法第57条の4第1項の規定に基づく特例容積率適用地区内の建築物の高さの制限に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (24) 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 160,000円

- (25) 法第59条第1項第3号の規定による高度利用地区における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (26) 法第59条第4項の規定による高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 160,000円
- (27) 法第59条の2第1項の規定による敷地内に広い空地を有する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査 160,000円
- (28) 法第60条の2第1項第3号の規定に基づく都市再生特別地区における建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積並びに建築物の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (29) 法第67条第3項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (30) 法第67条第5項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (31) 法第67条第9項第2号の規定に基づく特定防災街区整備地区の区域における建築物の開口率及び高さの最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円
- (32) 法第68条第1項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の高さの最高限度又は最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (33) 法第68条第2項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (34) 法第68条第3項第2号の規定に基づく景観地区の区域における建築物の敷地面積の最低限度の制限の適用除外に係る許可の申請の審査 160,000円
- (35) 法第68条第5項の規定に基づく景観地区の区域における建築物の各部分の

高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請の審査 28,000円

(36) 法第68条の3第1項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(37) 法第68条の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(38) 法第68条の3第3項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(39) 法第68条の3第4項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 160,000円

(40) 法第68条の3第7項の規定に基づく地区計画の区域のうち開発整備促進区で地区整備計画が定められているものの区域における用途地域等の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(41) 法第68条の4の規定に基づく地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(42) 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(43) 法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の特例に係る許可の申請に対する審査 160,000円

(44) 法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物

の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(45) 法第68条の5の5第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの認定の申請に対する審査 28,000円

(46) 法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特例に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(47) 法第68条の7第5項の規定による予定道路に係る建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

(48) 法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 120,000円

(49) 法第85条第7項の規定による1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査 160,000円

(50) 法第86条第1項の規定による総合的設計による一団地の1又は2以上の建築物の特例の認定の申請に対する審査

ア 建築物の数が2以下である場合 78,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(51) 法第86条第2項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定の申請に対する審査

ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合 78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

(52) 法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する総合的計画による一団地の1又は2以上の建築物の特例の許可の申請に対する審査

ア 建築物の数が2以下である場合 250,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 250,000円に2を超える建築物の数に2

8, 000円を乗じて得た額を加算した額

(53) 法第86条第4項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の許可の申請に対する審査

ア 建築物の数が1である場合 250, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 250, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(54) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 78, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 78, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(55) 法第86条の2第2項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 250, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 250, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(56) 法第86条の2第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査

ア 建築物（一敷地内建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 250, 000円

イ 建築物の数が2以上である場合 250, 000円に1を超える建築物の数に28, 000円を乗じて得た額を加算した額

(57) 法第86条の5第1項の規定による複数建築物の認定の取消しの申請に対する審査 6, 400円に現に存する建築物の数に12, 000円を乗じて得た額を加算した額

(58) 法第86条の6第2項の規定による一団地の住宅施設に関する都市計画に基

づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 28,000円

(59) 法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の認定の申請に対する審査 28,000円

(60) 法第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて行う場合の制限の緩和の変更の認定の申請に対する審査 28,000円

(61) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 120,000円

(62) 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査 160,000円

(63) マンションの再生等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

(建築台帳記載事項証明の交付手数料)

第9条 法第12条第8項に規定する台帳に記載した事項を証する書面の交付手数料の額は、300円とする。

(建築関係書類の写しの交付手数料)

第10条 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の3第1項第1号から第8号までに規定する書類の写しの交付手数料の額は、300円とする。

(長期優良住宅の認定等申請手数料)

第11条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第

3項に規定する確認書のうち、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたもの若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 12,800円

(イ) 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 23,600円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 39,000円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 65,200円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 104,600円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 159,700円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 271,500円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 343,900円

h 30,000平方メートルを超えるもの 390,400円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 48,300円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 113,900円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 182,300円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 360,

300円

d 3,000平方メートルを超え,5,000平方メートル以内のもの 645,500円

e 5,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 1,109,800円

f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの 2,053,400円

g 20,000平方メートルを超え,30,000平方メートル以内のもの 2,934,000円

h 30,000平方メートルを超えるもの 3,594,300円

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ,それぞれ次に定める額

ア 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ,それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 19,300円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ,それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 35,400円

b 500平方メートルを超え,1,000平方メートル以内のもの 58,600円

c 1,000平方メートルを超え,3,000平方メートル以内のもの 97,800円

d 3,000平方メートルを超え,5,000平方メートル以内のもの 156,900円

e 5,000平方メートルを超え,10,000平方メートル以内のもの 239,600円

f 10,000平方メートルを超え,20,000平方メートル以内のもの 407,300円

g 20,000平方メートルを超え,30,000平方メートル以内のもの 515,800円

h 30,000平方メートルを超えるもの 585,700円

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 72,500円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 500平方メートル以内のもの 170,800円

b 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 273,500円

c 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 540,500円

d 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 968,300円

e 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 1,664,700円

f 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 3,080,200円

g 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 4,401,100円

h 30,000平方メートルを超えるもの 5,391,500円

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請（次項及び第5項に掲げる申請を除く。）に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 住宅を新築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る

部分の変更の認定の申請であって当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 6,400円

(イ) 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分）の床面積をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、第1項第1号ア（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 24,100円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第1号イ（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) 住宅を増築又は改築する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 9,600円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

イ その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 36,200円

(イ) 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ（イ）にそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、6,400円とする。

6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 確認書等の提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号ア(ア)に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号ア(イ)にそれぞれ定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第1項第2号イ(ア)に定める額

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イ(イ)にそれぞれ定める額

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画(同法第10条第2号ロの認定長期優良住宅維持保全計画をいう。)の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であって当該変更に係る確認書等の提出がある場合及び同号に掲げる基準以外の部分の変更の認定の申請の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号ア(ア)に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号ア(イ)に定める額

(2) その他の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 第3項第2号イ(ア)に定める額

イ 共同住宅等 第3項第2号イ(イ)に定める額

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料の額は、6,400円とする。

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査手数料の額は、160,000円とする。

(低炭素建築物の認定申請手数料)

第12条 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であつて、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。)の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円

- (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 48,000円
- (エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 85,000円
- (オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 138,000円
- (カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 209,000円
- (キ) 50,000平方メートル以上のもの 317,000円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300平方メートル未満のもの 10,000円
- (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
- (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円
- (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 136,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 214,000円
- (ク) 50,000平方メートル以上のもの 300,000円

エ 複合建築物（非住宅部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。） 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに

定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ(ア)から(キ)までに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積の区分に応じたウ(ア)から(ク)までに定める額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準(基準省令第10条第2号イ(2)又はロ(2)に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。)による場合 18,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 36,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 20,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 40,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 35,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 60,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 123,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 110,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 209,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 166,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 300,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 306,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 592,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 518,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,048,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 909,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,926,000円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準又は同令第10条第1号イ(2)若しくはロ(2)に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。）による場合 93,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 243,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 118,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 305,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 156,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 394,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 252,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 562,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 330,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 692,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 396,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 818,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 465,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 934,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 603,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 1,165,000円

エ 複合建築物 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ(ア)から(キ)までのa又はbに定める額と非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたウ(ア)から(ク)までのa又はbに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ

(ア) から (キ) までのa又はbに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じた

ウ (ア) から (ク) までのa又はbに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が住宅の用に供する場合に限る。）が交付する適合証（当該変更の内容が同項に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該変更後の低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であつて、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6以上であることを証するものに限る。）の写しの提出がある場合 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) その他の場合 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第5

4条第2項の規定による申出がある場合の同法第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

5 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る部分以外の都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による計画の変更認定に対する審査手数料の額は、2,000円とする。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、建築物の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（建築物エネルギー消費性能の適合性判定手数料）

第13条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 一戸建ての住宅 次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 仕様基準（基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくはロ(2)又は基準省令第10条第2号イ(2)若しくはロ(2)に定める基準への適合を判定する評価方法をいう。以下同じ。）による場合 18,000円

（イ） 仕様基準以外の評価方法による場合 36,000円

イ 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（ア） 仕様基準による場合 20,000円

- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 40,000円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 35,000円
 - (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 73,000円
 - イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 60,000円
 - (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 123,000円
 - ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 110,000円
 - (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 209,000円
 - エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 166,000円
 - (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 300,000円
 - オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 306,000円
 - (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 592,000円
 - カ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 仕様基準による場合 518,000円

- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 1,048,000円
- キ 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 仕様基準による場合 909,000円
- (イ) 仕様基準以外の評価方法による場合 1,926,000円
- (3) 工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、畜舎、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）の用途に供する非住宅建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) モデル建物法による場合 20,000円
- (イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 24,000円
- イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) モデル建物法による場合 28,000円
- (イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 32,000円
- ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) モデル建物法による場合 40,000円
- (イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 45,000円
- エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) モデル建物法による場合 101,000円
- (イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 108,000円
- オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる

評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 153,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 161,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 190,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 199,000円

キ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 236,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 246,000円

ク 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 328,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 341,000円

(4) 工場等以外の用途に供する非住宅建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)の床面積の合計による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 93,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 243,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 118,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 305,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 156,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 394,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 252,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 562,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 330,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 692,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 396,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 818,000円

キ 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 465,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 934,000円

ク 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) モデル建物法による場合 603,000円

(イ) モデル建物法以外の評価方法による場合 1,165,000円

(5) 複合建築物 当該申請に係る建築物の住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積及び評価方法の区分に応じた第2号アからキまでの（ア）又は（イ）に定める額と当該申請に係る建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積及び評価方法の区分に応じた前号アからクまでの（ア）又は（イ）に定める額を合算して得た額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 変更前の建築物エネルギー消費性能適合性判定が所管行政庁以外の者により行われた場合又はその変更の前後において、前項第1号ア又はイ、第2号アからキまで、第3号アからクまで及び第4号アからクまでの(ア)又は(イ)に掲げる評価方法の適用に変更が生じる場合 計画の変更に係る建築物の区分に応じ、それぞれ前項各号に定める額

(2) その他の場合 計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、前項各号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ前項各号に定める額を加えて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料)

第14条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)の認定の申請(次項に掲げる申請を除く。)に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該額と次の各号に掲げる同項に規定する他の建築物の区分に応じ当該各号に定める額を合算した額)とする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5以上であつて、かつ、同表の5の5

ー 2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 6 以上であることを証するものに限る。以下この条において同じ。) の写しの提出がある場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 5, 000 円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積 (共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあっては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積) の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300 平方メートル未満のもの 10, 000 円

(イ) 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの 21, 000 円

(ウ) 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの 48, 000 円

(エ) 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの 85, 000 円

(オ) 10, 000 平方メートル以上 25, 000 平方メートル未満のもの 138, 000 円

(カ) 25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの 209, 000 円

(キ) 50, 000 平方メートル以上のもの 317, 000 円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300 平方メートル未満のもの 10, 000 円

(イ) 300 平方メートル以上 1, 000 平方メートル未満のもの 17, 000 円

(ウ) 1, 000 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの 28, 000 円

(エ) 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの 85, 000 円

(オ) 5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メートル未満のもの 138, 000 円

6,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 1

71,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 2

14,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 300,000円

エ 複合建築物 次に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額と非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積の区分に応じたイ（ア）から（キ）までに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積の区分に応じたウ（ア）から（ク）までに定める額

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 200平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 18,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 36,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 20,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 40,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積）の区

分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 35,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 60,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 123,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 110,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 209,000円

(エ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 166,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 300,000円

(オ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 306,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 592,000円

(カ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 518,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,048,000円

(キ) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 誘導仕様基準による場合 909,000円

b 誘導仕様基準以外の評価方法による場合 1,926,000円

ウ 非住宅建築物 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 93,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 243,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 118,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 305,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 156,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 394,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 252,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 562,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 330,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 692,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 396,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 818,000円

(キ) 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 465,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 934,000円

(ク) 50,000平方メートル以上のもの 次に掲げる評価方法の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a モデル建物法による場合 603,000円

b モデル建物法以外の評価方法による場合 1,165,000円

エ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物全体の認定 住宅部分の床面積（共用部分の一次エネルギー消費量を合計しない方法による場合にあつては、床面積から共用部分の床面積を減じて得た面積。以下このエにおいて同じ。）及び評価方法の区分に応じたイ（ア）から（キ）までのa又はbに定める額と非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたウ（ア）から（ク）までのa又はbに定める額を合算して得た額

(イ) 住宅部分のみの認定 住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じたイ

(ア) から（キ）までのa又はbに定める額

(ウ) 非住宅部分のみの認定 非住宅部分の床面積及び評価方法の区分に応じた

ウ（ア）から（ク）までのa又はbに定める額

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物について第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。）の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲げる当該変更に係る建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（当該変更に係る建築物が複数の場合にあつては、当該変更に係る建築物ごとの当該建築物の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を合算した額）とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の変更の認定の申請であつて、登録建築物エネルギー消費性能判

定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(2) その他の場合 認定を受けた計画の変更に係る建築物の部分について、建築物の部分の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額に、追加される建築物の部分の区分に応じ、それぞれ同号に定める額を加えて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合の同法第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、前項に定める額と当該申請に係る建築物についての計画の変更に対する第3条又は第4条に定める額を合算した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物について、技術的基準の審査に係る部分以外の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定に対する審査手数料の額は、2,000円とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請に対する審査手数料の額は、建築物の区分に応じ、第1項第2号に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（マンションの管理計画の認定申請に対する審査手数料）

第15条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の13第1項の規定によるマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定の申請及び同法第5条の16第1項の規定による更新の申請に対する審査手数料の額は、次の各号に掲

げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市が指定する法人が交付する適合証（申請に係る管理計画がマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）の提出がある場合 3,400円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た額を加算した額

(2) その他の場合 24,000円に1を超える長期修繕計画の数に13,800円を乗じて得た額を加算した額

2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の17第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査手数料の額は、7,900円に次の各号に掲げる変更する事項の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 管理組合の運営に関する事項 800円

(2) 管理規約に関する事項 600円

(3) 管理組合の経理に関する事項 700円

(4) 長期修繕計画に関する事項 1,500円

(5) その他の事項 500円

(納付時期)

第16条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第17条 既納の手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第18条 市長は、公益上必要と認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第3条から第15条までに規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年4月30日以前に確認の申請がされた建築物、建築設備及び工作物について

では、第5条及び第6条の規定は適用しない。

附 則（平成15年市条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項第2号の規定は、平成18年10月1日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成19年市条例第24号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第91号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年市条例第60号）

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

（参考 平成19年市規則第344号で第1条の規定は公布の日から施行）

附 則（平成21年市条例第32号）

この条例は、平成21年6月4日から施行する。ただし、第9条第1項第38号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年市条例第18号）

この条例は、平成22年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成22年市条例第61号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年市条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成27年市条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成28年市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（平成29年市条例第19号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第45号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市条例第73号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和元年市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和元年市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和2年市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和3年市条例第42号）

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

附 則（令和3年市条例第79号）

この条例は、令和4年2月20日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年市条例第23号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年市条例第４４号）

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年市条例第３８号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年市条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第５条第１項、第７条及び第８条第１号の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第５３号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（令和７年市条例第４０号）

この条例は、令和７年４月１日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。

附 則（令和７年市条例第６４号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１５条の改正規定は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第４７号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和８年市条例第２４号）

この条例は、令和８年４月１日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われる申請については、なお従前の例による。